

【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号、世帯主の氏名、続柄を記入してください。

令和7年中収入のあったかた

【所得金額】 令和7年1月1日から令和7年12月31日
までの所得金額等を記入してください。

【所得の分類とその計算方法】 各項目の説明をよく読んで、（計算例）を参考に所得金額を計算してください。

● **事業所得**（営業等業） 自分で事業や農業を営んで得た所得で、**収入金額－必要経費** により計算します。

注意 収入金額とはその事業から１年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために１年間に使った費用の合計をいいます。

●**不動産所得** 土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、**収入金額－必要経費**により計算します。

● **配当所得（総合課税）** 株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、**収益分配金＝配当所得** となり、その他の所得は **収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息** により計算します。

注意 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く）を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。

●給与所得 サラリーマンなどが得る給料、ボーナスによる所得です。(表1 参照)

(表 1) 給与所得金額の計算

給 与 収 入	給 与 所 得
1円～ 650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入－650,000円

給 与 収 入	端 数 整 理 額	給 与 所 得
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4,000円＝A (ただし、Aは小数点以下切捨て)	端数整理額×70%－ 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×80%－ 440,000円
6,600,000円～8,500,000円		収 入 金 額×90%－1,100,000円
8,500,000円超		収 入 金 額 －1,950,000円

- 所得金額調整控除

下記に該当する場合は給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合
1. 特別障害者 2. 年齢23歳未満の扶養親族を有するかた
3. 特別障害者である同居の配偶者又は扶養親族を有するかた

所得金額調整控除額＝{給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円}×10%

- (2) 給与所得金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金雑所得の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額＝給与所得金額（10万円が限度額）＋公的年金に係る雑所得の金額（10万円が限度額）－10万円
 ※上記（1）の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

●雑所得	上記の事業所得から給与所得までに当てはまらない所得で、公的年金等は「収入金額－公的年金等控除」により計算し、業務・その他は「収入金額－必要経費」により計算します。
	注意 遺族年金・障害年金については、課税の対象となりません。 (表2参照)

(表 2) 公的年金等にかかる雑所得金額の計算

年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額	年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得の金額
昭和36年12月2日以前に生まれたかた	1,300,000円以下	収入金額 ー 600,000円	昭和36年12月1日以前に生まれたかた	3,300,000円以下	収入金額 ー 1,100,000円
	1,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75% ー 275,000円		3,300,001円 ～ 4,100,000円	収入金額×75% ー 275,000円
	4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85% ー 685,000円		4,100,001円 ～ 7,700,000円	収入金額×85% ー 685,000円
	7,700,001円 ～ 10,000,000円	収入金額×95% ー 1,455,000円		7,700,001円 ～ 10,000,000円	収入金額×95% ー 1,455,000円
	1,000万円超	収入金額 ー 1,955,000円		1,000万円超	収入金額 ー 1,955,000円

※小数点以下切捨て

※公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり控除額をそれぞれ引き下げます。

・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合……10万円 ・他の所得が2,000万円超の場合……20万円

●譲渡所得 (総合課税)	土地や建物以外の財産を売ったとき 【収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除)】でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。
-------------------------	---

●一時所得 懸賞金など継続性のない一時的な所得
収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除)でその所得を計算し、更にその1/2が課税の対象となります。

●譲渡所得 (分離課税)	土地建物・株式等の譲渡所得については譲渡所得を他の所得と区別し、譲渡所得だけに特別の税率を適用して税額を計算する分離課税の方法により課税されます。 (裏面表3参照)
--------------------------------	---

市民税 申告書										宛 名 号	
貝 塚 市 長 殿				現 住 所 1月1日現在の住所				業種又は職業		行政区 世帯識別	
フリガナ				氏 名				電 話 番 号			
提出年月日 年 月 日				個人番号				世帯番号			
生年 月 日				生年 月 日				続柄			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑭ 社会保険の種類		支払った保険料		社会保険の種類		支払った保険料		
社会保険料控除	国民健康保険			介護保険				
	国民年金			その他の社会保険				
	後期高齢者医療保険							
⑮ 新生命保険料支払の計				旧生命保険料支払の計				
生命保険料控除	新個人年金保険料支払の計				旧個人年金保険料支払の計			
	介護医療保険料支払の計				介護医療保険料支払の計			
	地震保険料支払の計				旧長期損害保険料支払の計			
⑯ 寡婦・ひとり親		⑰ 勤労学生		⑱ 障害者区分				
寡 婦 ・ ひ と り 親 (死別・離別 年 月 日)		□ 学校名		身・精・療				
⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除		生年 月 日		配偶者の合計所得金額				
氏名		年 月 日		年 月 日				
同一生計配偶者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
扶養親族16歳未満の者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
扶養親族16歳以上の者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名		年 月 日		年 月 日				
特別障害者		障害区分		身・精・療				
氏名								

配偶者控除・配偶者特別控除

※配偶者の合計所得金額が58万円以下であれば配偶者控除の適用を受けることができます。
 ※70歳以上の配偶者を扶養にする場合、下表（ ）内の金額を適用することができます。

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円以下	33万円(38万円)	22万円(26万円)	11万円(13万円)		
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		
100万円超105万円以下	31万円	21万円			
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		

特定親族特別控除・特定扶養控除（19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ））

※特定親族の合計所得金額が58万円以下であれば特定扶養控除の適用を受けることができます。

特定親族合計所得金額	控除額
58万円以下	45万円
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

社会保険料控除（証明書類が必要）

小規模企業共済等掛金控除（証明書類が必要）

生命保険料控除
（控除証明書が必要）

あなたや、あなたと生計を一にする親族を受取人とする一般生命保険料や介護医療保険、個人年金保険料の支払額から算出した控除額の合計額。

①新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険料）

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険料）

保険料支払額	生命保険料控除額	保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の全額	15,000円以下	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

新契約分のみ生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額
旧契約分のみ生命保険料控除を適用：②に基づき算出した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用：①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額の合計額（上限28,000円）
一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険料ごとに控除額を計算し、全体の控除額の上限は70,000円

地震保険料控除
（控除証明書が必要）

あなたや、あなたと生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した、地震契約分と長期分の控除額の合計額。

地震保険支払額	地震保険料控除額	旧長期損害保険料支払額	地震保険料控除額
50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額の全額
50,000円超	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

地震保険料・旧長期損害保険料両方の支払いがあった場合、控除額の上限は25,000円（同一契約の場合は一方のみ控除対象）

雑損控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横断により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額。
1. 損失金額－（保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10％）
2. 災害関連支出の金額－5万円

医療費控除
（※医療費控除の明細書が必要）

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、次の計算による金額。（限度額200万円）
（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×5％、または10万円との少ない方の金額）
※「医療費控除の明細書」について
氏名・医療機関ごとに集計したものが「医療費控除の明細書」です。（ご自身で作成する必要があります。）
医療保険者から交付を受けた※医療費通知を添付すると、医療費控除の明細書の記入を一部省略できます。
※「医療費通知」について
医療保険者が発行する以下の事項が記載された書類をいいます。
①被保険者氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けたかた、④療養を受けた医療機関
⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

セルフメディケーション税制
（※医療費控除の明細書、健康診断・予防接種等の証明書が必要）

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合、次の計算による金額。
（限度額8万8,000円）
支払ったセルフメディケーション税制対象の医薬品の総額－1万2,000円
※医療費控除との併用不可

基礎控除		勤労学生控除		
合計所得金額	基礎控除額		要 件	控除額
2,400万円以下	43万円	勤労学生控除	勤労学生のうち合計所得金額が85万円以下でかつ自己の勤労によらない所得が10万円以下のかた。	26万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円			

障害者控除				
	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	控除額
特別障害者	1級・2級	1級	A判定	30万円
同居特別障害者				53万円
その他障害者	3級以下	2級・3級	B判定	26万円

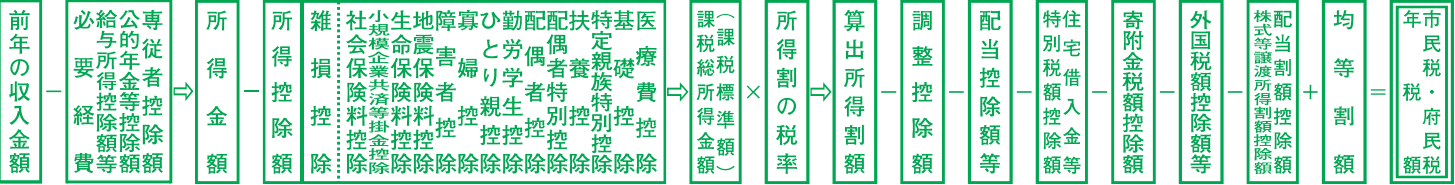
扶養控除 (被扶養者の合計所得金額が58万円以下)			
区	分	年 齢	控除額
扶養控除	一般扶養	16歳以上19歳未満 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ) 23歳以上70歳未満 (昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ)	33万円
	老人扶養	70歳以上 (昭和31年1月1日以前に生まれたかた)	38万円
	同居老親扶養	老人扶養のうち、申告者が配偶者の直系尊属で同居している場合	45万円
16歳未満の扶養親族		16歳未満 (平成22年1月2日以降に生まれたかた)	控除対象外

区 分	要 件	控除額
寡婦控除	夫と離婚後婚姻していない人で扶養親族がいるかた。 また、夫と死別後婚姻していないかた。	26万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）を有し、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がない単身者。	30万円

令和7年中無収入のかた

申告書右下の収入が無かったかたの欄に
生計の状況等を記入してください。

【市民税・府民税額の計算方法】



所得割の税率（総合分）

課税総所得金額	市 民 税 税 率	府 民 税 税 率
一 律	6%	4%

均等割の税率（年額）

市民税	3,000円	府民税	1,300円
-----	--------	-----	--------

※平成28年度から令和9年度まで、森林環境税として府民税300円が加算されています。

森林環境税の税率（年額）

国税	1,000円
----	--------

（表3） 所得割の税率（分離分）

区 分		市 民 税	府 民 税
課税短期譲渡所得金額	一 般 分	5.4%	3.6%
	軽 減 分	3.0%	2.0%
課税長期譲渡所得金額	一 般 分	3.0%	2.0%
	特 定 分	2,000万円以下 2,000万円を超える	2.4% 3.0%
	軽 課 分	6,000万円以下	2.4%
		6,000万円を超える	3.0%
株式等に係る課税譲渡所得金額	一般株式等	3.0%	2.0%
	上場株式等	3.0%	2.0%
上場株式等の配当等		3.0%	2.0%
先物取引		3.0%	2.0%

●寄附金税額控除

〔寄附金の金額、または総所得金額等の30%のいずれか低い金額－2,000円〕×10%（市民税6%,府民税4%）
※住所地の共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、都道府県・市区町村、その他条例で指定するものに対する寄附金に限ります。

◇特例控除額（ふるさと納税）

都道府県・市区町村に対する寄附の場合は、2,000円を超える部分について、上記控除額に特別控除額が加算されます。
※市民税・府民税所得割の2割を限度とします。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年12月31日までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除を受けた場合、1と2のいずれか少ない金額に市民税3/5、府民税2/5を乗じた額を控除できます。
1.所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額
2.所得税の課税総所得金額等の5%（限度額97,500円）ただし、下記に該当する場合は7%（限度額136,500円）
①平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居されたかたのうち、特定取得に該当する場合
②令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居されたかたのうち、特別特定取得に該当する場合
③令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居されたかたのうち、特別特例取得または特例特別特例取得に該当する場合
④令和3年1月1日から令和3年12月31日までに入居されたかたのうち、特例取得に該当する場合

◎事業税に関する事項

事業を営んでいるかたで該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。なお、次のアカイに該当するかたは、「非課税所得など」の欄に該当する番号と所得金額を記入してください。また、他都道府県に事務所または事業所がある場合には「他都道府県の事務所等」欄の□にチェックしてください。
ア 複数の事業を兼業しているかたで、そのうち次の事業より生ずる所得がある場合
1 畜産業(農業に付随して行うものを除きます) 2 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます) 3 薪炭製造業
4 あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失したかた、または両眼の視力0.06以下のかたが行うものを除きます) 5 装蹄師業
イ 次の所得(非課税所得)がある場合
6 林業 7 鉱物掘採事業 8 社会保険診療報酬等
9 外国での事業(外国に有する事務所等で生じた所得)
10 地方税法第72条の2に定める個人が行う事業(物品販売業等)に該当しないもの

くわしくは、府税事務所におたずねください。
泉南府税事務所 電話 072-439-3601

調整控除

1.市民税・府民税の課税所得金額が200万円以下のかた

①と②のいずれか小さい額の5%
①人的控除額の差の合計額 ②市民税・府民税の課税所得金額

2.市民税・府民税の課税所得金額が200万円を超えるかた

{人的控除額の差の合計額－(市民税・府民税の課税所得金額－200万円)}の5%
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円となります。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の対象外となります。

所得控除の種類		所得税控除額	市民税・府民税控除額	人的控除差	
障 害 者 控 除	普 通 障 害	27万円	26万円	1万円	
	特 別 障 害	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害	75万円	53万円	22万円	
寡 婦	控 除	27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父	35万円	30万円	1万円	
	母	35万円	30万円	5万円	
勤 労 学 生 控 除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円	
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円	
	一般配偶者	26万円	22万円	4万円	
	老人配偶者	32万円	26万円	6万円	
	一般配偶者	13万円	11万円	2万円	
	老人配偶者	16万円	13万円	3万円	
扶 養 控 除	一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円	
	特 定 扶 養	63万円	45万円	18万円	
	老 人 扶 養	48万円	38万円	10万円	
	同居老親等	58万円	45万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	納税義務者本人の合計所得金額 900万円以下	配偶者の合計所得金額	所得税控除額	市民税・府民税控除額	人的控除差
	900万円超 950万円以下	58万円超 100万円以下	38万円	33万円	5万円
	950万円超 1,000万円以下		26万円	22万円	4万円
	900万円以下		13万円	11万円	2万円
	900万円超 950万円以下	100万円超 105万円以下	31万円	31万円	0円
	950万円超 1,000万円以下		21万円	21万円	0円
特 定 親 族 特 別 控	親族等の合計所得金額				
	58万円超 85万円以下		63万円		
	85万円超 90万円以下		61万円	45万円	0円
	90万円超 95万円以下		51万円		
基 礎 控 除	合計所得金額	所得税控除額	市民税・府民税控除額	人的控除差	
	132万円以下	95万円			
	132万円超 336万円以下	88万円			
	336万円超 489万円以下	68万円			
	489万円超 655万円以下	63万円	43万円	5万円	
	655万円超 2,350万円以下	58万円			
	2,350万円超 2,400万円以下	48万円			

○市民税・府民税の所得割が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税の所得割が非課税となります。
1.所得控除、税額控除により所得割額が算出されないかた
2.前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいらない場合：45万円
・扶養親族がいる場合：35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+42万円

○市民税・府民税が非課税となるかた

次に該当するかたは、市民税・府民税が非課税となります。
1.生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた。
2.障害者・未成年・寡婦（ひとり親）で、前年の合計所得金額が135万円以下のかた。
3.前年の合計所得金額が、次の金額以下のかた
・扶養親族がいらない場合：45万円
・扶養親族がいる場合：35万円×(同一生計配偶者+扶養親族の人数+1)+31万円

令和8年度 市民税・府民税 の申告について

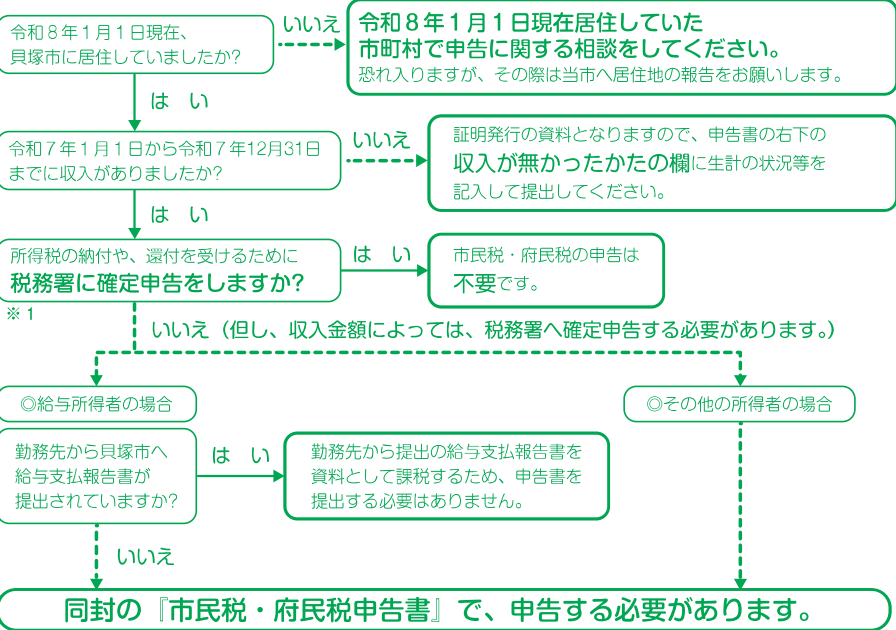
市民税・府民税の申告につきましては、毎年、市民のみなさまのご協力をいただいておりますが、令和8年度も申告していただく時期になりました。
この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、所得証明、納税証明など諸証明発行にあたって重要なものですから、同封の申告書を令和8年3月16日（申告期限）までに、必ず提出してください。

市民税・府民税は…賦課期日（令和8年1月1日）現在、居住していた市町村へ、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）に生じた所得を申告し、納税することになっています。

※郵送で提出されるかたはご自身で封筒をご用意ください。

申告が必要かフローチャートで確認

はじめり



※1 平成23年分の確定申告より、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかたは確定申告書の提出が不要になりました。
ただし、確定申告書の提出は不要でも、市民税・府民税の申告は必要となる場合があります。

申告期限 令和8年3月16日(月)

◎この申告書を提出したかたは、事業税の申告書を提出する必要がありません。

令和8年度 主な改正点

給与と所得控除の見直し

給与所得者（給与収入額が190万円以下の方）に適用される給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。

大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満（H15.1.2～H19.1.1生）の子等（配偶者及び青色事業専従者等を除く）の合計所得金額が95万円以下の場合、親等は特定扶養控除と同額（45万円）の所得控除を受けることができます。
また、合計所得金額が95万円を超えた場合においても、合計所得金額123万円までは子等の所得に応じた控除を受けることができます。

各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が引き上げられます。

お問合せおよび申告書提出先 〒597-8585 大阪府貝塚市晶中1丁目17番1号 貝塚市役所 課税課 市民税担当 電話 072-433-7250(直通)	申告書の書き方へ➡
---	-----------